

## 第 8 次 第 8 回 苫小牧市廃棄物減量等推進審議会 会議録

日 時 : 平成 23 年 2 月 14 日 (月) 14:00~14:40

会 場 : 市役所本庁舎 9 階 議会大会議室

出席委員 : 14 名

会 議 録 :

### (若林室長)

それでは定刻となりましたので、開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。司会を担当いたしますゼロゴミ推進室長の若林でございます。

さて、本日は、委員 19 名中 13 名が現在出席しております (1 名遅刻のため最終 14 名出席)。

「苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「同施行規則」により、審議会の開催成立の要件であります半数以上の出席を得ておりますので、ただ今から、第 8 次第 8 回苫小牧市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。

開催にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

### (会長)

皆様、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

昨年の 12 月に開催いたしました第 7 回の審議会では、大きな方向が二点決定されました。

一つは、家庭ごみ有料化に対します答申内容については「有料化すべき」との方向性でまとめさせていただくこと、また、答申の時期としては、この第 8 次の審議会の総決算であります年度内、今年度中に行うこと。この二点が決定されました。

この決定を受けまして、当審議会では、副会長さんを委員長とする起草委員会を発足させて、答申草案の作成をお願いしたところ、草案が完成したということでございまして、本日の審議会の開催となりました。

副会長さんはじめ、A さん、B さん、C さん、D さんの方々には、答申草案作成に非常にお忙しいところご協力いただきましたこと、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、本日の審議会ですが、この答申草案をご報告していただきまして、それに対して、委員の皆様からご意見をお伺いするというふうな形になろうかと思っています。

どうぞ忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしく願いいたします。

簡単ではありますが、挨拶に代えさせていただきます。

### (若林室長)

どうもありがとうございました。

それでは会議規則に従いまして、会議の進行を会長にお願いすることといたします。

また、毎回ではございますが、ご発言なさる場合には、委員の皆様の前にありますマイクの赤いランプが点灯したことを確認した上で、ご発言くださいますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

### (会長)

それでは時間は約 2 時間を想定しておりますが、ご協力の程、よろしく願いをいたします。

会議次第に従いまして、進行を進めて参ります。

それでは、副会長さんから『答申書 家庭ごみの有料化について』の草案の報告をお願いいたします。

## (副会長)

それでは、私のほうからは、起草委員会の委員の皆さんと一緒に取りまとめました、答申書「家庭ごみの有料化について」の草案について、ご報告させていただきたいと思います。

まず、内容のご報告の前に、起草委員会ではどのような点からこの草案を取りまとめたかについて、ということをお話させていただきたいと思います。

まず、第一に、当然のことではありますけれども、草案は起草委員会で新たに考え出されたというものではありません。あくまでも、審議会での議論を基に論議したものを取りまとめました。

また、後半で委員の皆さんからもいろいろとご意見をいただきましたが、そういったものを参考にしながら取りまとめていくという形をとっておりますので、もしかしたら、皆さんの中には、そういう提案、自分の提案が入っていないとか、そういうものもあるのかもしれませんが、草案を作る中で、いろいろ論議を尽くさせていただきまし、その中で文言の修正等を加えながらやって参りましたが、必ずどなたかの委員の方、又はこの審議会の議論を基にしたものであるということが前提となっております。また、この答申書は制度設計というものとは異なっておりますので、基本的には具体的な表現は避けるようにということで作っております。ただ、昨年9月からの審議会でも具体的な内容に踏み込んでも良いのではないかとというような... 踏み込んで書いた方が良いのではないかとということもありましたので、中にはちょっと具体的な記述もありますが、これもこの審議会において、皆様のご意見をもう一度聞いた上で、いろいろと考えていきたいなというふうに思っておりますので、皆様のご意見を聞いて、この草案、また変わっていくと思いますので、十分その点ご配慮の上、この草案について見ていただきたいと思います。

それでは、お手元に資料の1として草案があります。「答申書 家庭ごみの有料化について」です。

後ほど、またご議論になるかなというふうに思いますが、目次については、はじめに、2、3、4、5、6、7。7は付帯事項ということで作っております。こういった構成自体も、もし変えた方が良いのではないかとこの事がありましたら、後ほど、ご説明した後に皆様のご意見をお聞きしていきたいなというふうに思っております。

では、1ページ目の「1 はじめに」。この「はじめに」の部分では、過去の審議会の経緯と、苫小牧市の現状、諮問から答申に至るまでの経緯の3つを簡潔に記述させていただきました。また、昨年11月18日に開催されました第6回審議会における会長の挨拶も参考にさせていただいて取りまとめております... 読んでいった方がよろしいでしょうか。

## (会長)

今日、皆さんはじめて見るんで、要点だけ大体説明された方がいかがでしょうか？

## (副会長)

はじめてご覧になる方もいらっしゃると思いますので、まずは、「はじめに」のところ、今言いましたように、過去の審議会での経緯を最初の方に書いております。審議会の今までの経緯、それから、「有料化はごみ減量化に有効な方策であるとともに、費用負担の公平性も図ることができるが、新たな市民負担を伴うことから、それ以前にごみ減量化とリサイクルの推進に取り組むべき」という前の答申も載せております。

これを受けまして、市では、19年度には『053 大作戦』、21年度には『eco ライフ大作戦～053 ステージ2～』を展開したということを述べております。それから、22年度からはプラスチックの資源化も開始しましたということを述べております。

その結果として、有料化する前にごみ減量化がどのように進んだのかということで、排出量は45g削減し、リサイクル率は6.1ポイント向上するなどの効果として表れてきましたが、市民一人ひとりのごみに対する意識は、少しずつではあるけれども着実に変化してきているものと考えている、ということをお述べています。

しかし、ごみ減量とリサイクル推進に対する取組の成果について、1人1日当たりのごみ排出量や

リサイクル率については、若干は向上しているけれども、いまだに全道平均にも到達していないという現在の苫小牧市の様子が書かれております。

そこで、平成 22 年 3 月に『苫小牧市一般廃棄物処理基本計画』を策定し、大幅なごみ減量を達成するための新たな施策の一つとして、「26 年度までの家庭ごみ有料化の実施」を掲げています。これは、あくまでも計画、市の掲げた計画のことで、そこで、平成 22 年 9 月 22 日、この審議会に対して「家庭ごみの有料化について」の諮問がなされた、ということになりました。

その後、この審議会において、十分に慎重に論議を進めてきた結果、答申しますということ、はじめに述べさせていただいております。

そして、「家庭ごみ有料化の意義」ということを 2 番目に述べました。

家庭ごみ有料化とは、家庭から排出される廃棄物について、それを適正に処理するための費用の一部を、市民が手数料という形で直接負担する仕組みのことで、本審議会では、家庭ごみ有料化には次のような意義があると考えます。ということで、(1) から (3) まで、それぞれ、ごみ減量とリサイクル推進、ごみ問題への意識向上、ごみ処理費用の負担の公平化、ということで、意義を述べております。

まず、ごみ減量とリサイクル推進としては、家庭ごみを有料化すると、ごみ排出量が多いと手数料負担が増加します。そのため、手数料負担を軽減しようとする経済的な動機付けにより、できる限りごみとなりにくい商品を選択して購入したりすることで、ごみの発生抑制が期待できます。また、新聞・雑誌・段ボールなどは、町内会等で集団回収されていますが、家庭ごみ有料化後も、それらは無料で資源回収されるため、分別の徹底が進むことで、集団回収や拠点回収の回収量増加につながり、リサイクル率の向上が期待できます。

ということで、ごみ減量とリサイクル推進について述べています。

(2) で、ごみ問題への意識向上、ということで、経済的な動機付けが、市民一人ひとりがごみ問題と直接向き合い、自らのライフスタイルを見つめ直す良いきっかけとなり、ごみ減量への行動の実践や分別意識の向上、そして、環境に配慮したまちづくりへとつながっていくものと考えられます。ということで、意識向上について、述べています。

(3) ごみ処理費用の負担の公平化。現在、大型ごみを除く家庭ごみの処理費用は、全額、税金で賄われています。税による負担では、ごみ減量に努力している人とそうでない人の間でごみ排出量に差は生じますが、それが費用負担には直接結びつかないため、市民がごみ処理費用を実感することはありません。ということで、ごみ処理費用の公平感を出すことによって、ごみ減量に努力している人の費用負担は相対的に少なくという、そういう公平化という観点から、この家庭ごみの有料化についての意義、3 点述べています。

3 番目に、家庭ごみ有料化の目的。「053 大作戦」及び「eco ライフ大作戦～ステージ 2～」に代表される様々なごみ減量施策を実施してきたことにより、ごみ排出量は減少傾向にあります。一人あたりの家庭ごみ排出量は、まだ全道平均を上回っています。家庭ごみ有料化の目的は、このような状態を改善して、大幅なごみ減量を目指すことにあります。また、大幅なごみ減量が達成できた場合、ごみの収集体制や処理体制は、その量に応じて当然見直されるべきです。

ということで、ここのところでは具体的な処理施設、処理体制のことはあつたんですけども、ここでは、「収集体制や処理体制は、その量に応じて当然見直されるべき」という方向性を述べさせていただいております。

それから、4 番として、家庭ごみ有料化の制度について、対象範囲から各項目に分かれております。

家庭ごみの有料化は、ごみの発生を抑制し、大幅なごみ減量を目指すものですが、リサイクル推進のためには、分別の徹底を図ることも重要であると考えます。そのため、有料化の対象は、再生することができない「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」とし、再生可能なビン、缶、ペットボトル、紙パック、プラスチック等については、無料とすることが望ましいと考えます。

(2) 料金体系。料金体系は、ごみ減量に効果的であるとともに、市民にとってわかり易いことが

望ましいと考えます。これらの観点から、手数料が排出容量に単純比例する方式である「単純従量制」の採用が適当であると考えます。

これは審議会での意見を踏まえて書いております。

手数料水準。手数料水準については、ごみ減量のための経済的な動機付けとなり得て、継続的なごみ減量行動の実践につながる水準とするべきである一方、市民にとって過度な負担を強いる水準とならないことが望ましいと考えます。そこで、手数料水準としては、周辺自治体の手数料水準にも配慮し、ごみ容量1リットルあたり2円程度が望ましいと考えます。

これは、最初に述べましたように、方向性を書いている答申なんですけれども、審議会でも周辺自治体等の手数料水準にも配慮し、具体的な金額が出ていたことから、ここははっきりと2円程度というふうに数字を出していいのではないかという、起草委員会の委員の間での話で、ここに限っては、ちょっと具体的な数字を出ささせていただいております。

(4) 徴収方式。手数料の徴収方式としては、市民にとってわかりやすく、混乱を最小限に抑えることができると考えられることから、指定ごみ袋に手数料を上乗せする「指定ごみ袋制」が望ましいと考えます。

これも審議会の皆さんのご意見を基に書いております。

収入用途について。家庭ごみ有料化の手数料収入から指定ごみ袋製作費や運搬・保管費などの有料化運用経費を差し引いて得られる収入は、廃棄物の処理・処分要する費用、ごみ減量とリサイクル推進につながる施策など、ごみ行政に利用すべきです。

これは審議会でも何度も述べられたことを書いております。

減免措置について。ごみ減量のための経済的な動機付けが失われるため、原則、手数料は減免すべきではありません。ただし、自然災害や火災等により一時的に大量に発生する罹災ごみや、地域の清掃ボランティア活動等によるごみのように、努力しても減量することが難しいごみについては、有料化の対象としないことが望ましいと考えます。また、福祉対策としての減免を検討する場合には、有料化がごみ減量への経済的な動機付けとなるように、手数料の全額減免や既存福祉サービスとの重複等は避けるべきであると考えます。

ここは、かなり具体的な問題が出ていたんですけども、これについては方向性ということでまとめさせていただきました。これについても、もっと具体的に踏み込んでいいのではとか、そういうような委員の方の意見もありましたので、この辺も是非議論していただきたいところであります。

5 市民周知。家庭ごみ有料化の導入に当たっては、有料化導入に至るまでの経緯や背景、目的、効果、必要性などに対する市民理解を深めるとともに、排出ルールが遵守されるように、できる限り早い時期から、徹底した市民啓発に努めるべきです。

これについては、何回もいろいろな形で言われていたことですので、これを述べました。具体的には5ページに、市民周知は、広報紙をはじめ、新聞、ホームページ、ポスター等による情報提供や、まちかどミーティングや出前講座を通じた説明だけではなく、町内会や学校、各種団体などを通じた住民説明会等の開催、あるいは啓発用パンフレットの全戸配布など、あらゆる手法と機会を活用するべきです。また、排出ルールが浸透しにくい市外からの転入者や学生の単身世帯、あるいは集合住宅に対する対策を講じるべきです。

ここは、かなり具体的に市民周知について述べさせていただいております。

6 有料化に併せて検討すべき事項について。有料化はあくまでも減量化の一つの施策ということで、他の項目、またそれに伴って起きる不適切な行動等があるということで、有料化に併せて、同時に検討すべき事項についても、この審議会でもいろいろと出されておりましたので、それについて、まとめております。

(1) が不法投棄及び不適正排出対策。家庭ごみ有料化を実施している他市において、不法投棄は特に増加していないという調査結果もありますが、不法投棄増加の懸念は払拭されないため、監視パトロールは強化すべきです。ごみの分別方法や排出時間を守らないといった不適正排出は、現在でも

見受けられますが、有料化に伴い、指定ごみ袋以外での排出等も懸念されるため、指導体制を強化すべきです。また、集合住宅等における排出ルールを改善するため、管理会社への指導・強化などの対策を検討すべきです。

この辺も、ちょっと文言等考えたところもありますので、皆さんのご意見をいただきたいと思っています。

収集方式については、苫小牧市のごみ収集方式は、現在、ステーション方式を基本としています。ステーション方式は、経済的に効率よく収集できますが、タイヤやテレビなどの市では収集しないごみを違法に排出したり、排出時間を守らないといった不適正排出が後を絶ちません。不適正排出の放置は、市民の不平・不満につながるだけではなく、健全な地域コミュニティの形成にも障害となるため、排出ルールの厳格な指導を望みます。排出ルールの徹底のためには、不適正排出している人を特定し、個別に指導するなどの厳しい態度で臨むべきだと考えますが、ステーション方式では個人の特定に限界があると考えます。そこで、他市事例などを参考にして、不適正排出防止に有効と言われている戸別収集の採用について検討すべきと考えます。

これは、戸別収集を同時にすれということではなく、将来的に戸別収集の採用についても、今後、次の審議会等で検討してはどうか、という提案になっております。

(3) 紙類の資源化。燃やせるごみの約 35% を占める紙類については、有料化による市民負担軽減とリサイクル推進の観点から、資源化することが望ましいと考えます。ただし、他市事例を参考にして、資源化費用が多額とならないように配慮するとともに、その収集や処理については、民間の力を最大限に活用すべきです。現在、主要古紙（新聞、雑誌、段ボール、紙パック）については、すでに集団回収にて町内会等が回収しています。紙類の資源化が、集団回収活動に影響を及ぼさないように、主要古紙は対象に含めるべきではないと考えます。

今までの制度を十分に活用して、ということ（3）で述べさせていただいております。

それについて、（4）で集団回収の拡充ということで、続けて、

集団回収は、リサイクルに対する市民意識の向上や地域コミュニティの形成、あるいは家庭ごみの処理費用の削減にもつながります。苫小牧市では、平成 20 年度から集団回収奨励金事業を始めていますが、回収量を増加させるためには、奨励金の対象品目の拡大のほか、回収日や回収方法等を周知し、市民が利用しやすい環境整備を進めるべきだと考えます。

それから、（5）で、ここでも話題になりました、厨芥類、生ごみの減量化について、最も簡単な生ごみの減量化方法は水切りの実践であるため、その効果等を周知するとともに、水切り器の普及・拡大に努めるべきだと考えます。また、現在、苫小牧市では、家庭から排出される生ごみの減量を目指して、生ごみ堆肥化容器と電動生ごみ処理機の購入に対して助成を行っています。生ごみ堆肥化容器は生ごみ減量に効果的ですが、アンケート調査の結果、臭気や虫の発生、あるいは冬季にうまく堆肥化できないなどの理由により、一部の購入者は継続利用していないことがわかっています。今後は、更なる普及を目指して、適切な利用方法等に対する十分な周知が必要であると考えます。電動生ごみ処理機については、室内に設置するため、季節に関係なく生ごみを減量することができず、購入希望者が少ないのが現状です。今後は、電動生ごみ処理機の普及拡大を目指して、助成金額の引き上げを検討すべきと考えます。なお、生ごみを堆肥や飼料へ資源化している事例がありますが、工業都市である苫小牧では課題も多いため、今後の技術革新や各市の動向に注視し、調査・研究を進めるべきだと考えます。

これについても提言という形でまとめさせて頂いております。

(6) 大型ごみ処理手数料の適正化。大型ごみ処理手数料については、すでに有料化されているため、現行制度を維持すべきとの考えがある一方で、重さや大きさに関係なく 1 点あたり 500 円では、ごみ排出量に応じた費用負担とはならないため、費用負担の公平性の観点から、重さや大きさを基準に、段階的に金額が設定されるべきとの考えに分かれました。いずれにしても、家庭ごみ有料化における手数料水準と、周辺自治体の処理手数料水準に配慮して、適正に設定されるべきだと考えます。

大型ごみ処理手数料につきましては、委員の方の意見が非常に分かれたところでありましたので、その辺まとめづらかったので、このような形になりました。でも、最後の方に、「いずれにしても」という形で方向性といったものを述べさせていただきましたが、これについても各委員さん、本当に意見がたくさん分かれておりましたので、これも皆さんでもう一度、この表現でいかかどうかというのを考えていただければというように思っております。

また、付帯事項として、直接、市民負担ということではないんですが、事業系ごみの減量と拡大生産者責任ということで、付帯事項を述べさせていただいております。

(1) 事業系ごみの減量について。事業者の排出する事業系ごみについては、事業者自らの責任で処理することが原則となっておりますが、循環型社会構築のためには、事業系ごみに含まれる資源についても、排出事業者や収集業者、あるいは関係団体等と協議し、積極的にリサイクルすべきだと考えます。また、事業系ごみの処理手数料については、ごみ処理原価に基づいて、周辺自治体の水準等を参考に適正化を図るべきと考えます。

(2) 拡大生産者責任。廃棄物の処理に対して、消費する側の市民が手数料負担という形で責任を果たすよう、提供する側の生産者も一定の責任を果たすべきであると考えます。循環型社会を構築する上で、拡大生産者責任は重要な考え方の一つであり、資源化に要する費用などが生産者にも適正に負担されるよう、他市と連携して、積極的に働きかけるべきと考えます。

ということで、付帯事項を二つ述べさせていただきました。

最後に、参考資料として、諮問から答申に至るまでの経緯と、本審議会と起草委員会の委員名簿を載せております。これが答申書の草案になっておりますので、私のご報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

#### (会長)

ありがとうございました。

副会長から答申の草案内容について、説明がありました。方向性を重視した内容となっております。その背景には、制度設計はこれからだ、ということがありますが、今日はこの答申草案の内容について、皆様からの忌憚のないご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。どなたでも結構でございますので...

いかがでしょうか。

今日、ここで、突然、これを読んで問題点を、というような話はちょっと無理なところもあるかもしれません。この後、皆様に草案に対する意見をいただくというふうな段取りになっております。まだ時間もありますので、何かこの場でございましたら、遠慮なくご発言をお願いしたいと思っておりますが... ございませんか。

無いようでしたら、資料 2、ご覧になっていただけますか。

資料 2 として皆様にお配りしております「答申草案に対するご意見」ということで、これに、何かありましたらご記入して、3月4日までに事務局まで郵送していただきたいということでございます。それを反映するために、皆様から郵送していただいた案件につきまして、私と副会長の方で協議して、この草案に反映していきたいと思っておりますが、よろしいですね。

次回のこの審議会で、修正案を皆様にお示ししていきたいと考えております。

よろしいでしょうか。ご意見ございませんか。

ないようですので、事務局より何か連絡事項がありましたら、よろしく願いいたします。

#### (若林室長)

今、会長さんからお話のあった次回のことでございます。次回の第9回の審議会につきましては、答申については年度内という話もございましたので、予定といたしましては、3月24日(木)14時から、本日と同じ、この会議室での開催を予定しております。

年度末で大変お忙しい中ということでございますけども、何卒よろしく願いいたします。

後日、正式にご案内の文章を発送させていただきますので、ご出席のほど重ねてよろしくお願いいたします。

また、これまでに配布した資料につきましては、次回もご持参いただきますようお願いいたします。以上でございます。

**(会長)**

ありがとうございました。

それでは、本日の審議会はこれで終了いたします。次回は第9回ですが、この第8次審議会委員の皆様、いよいよ大詰めということになりますので、皆様のご出席をよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。